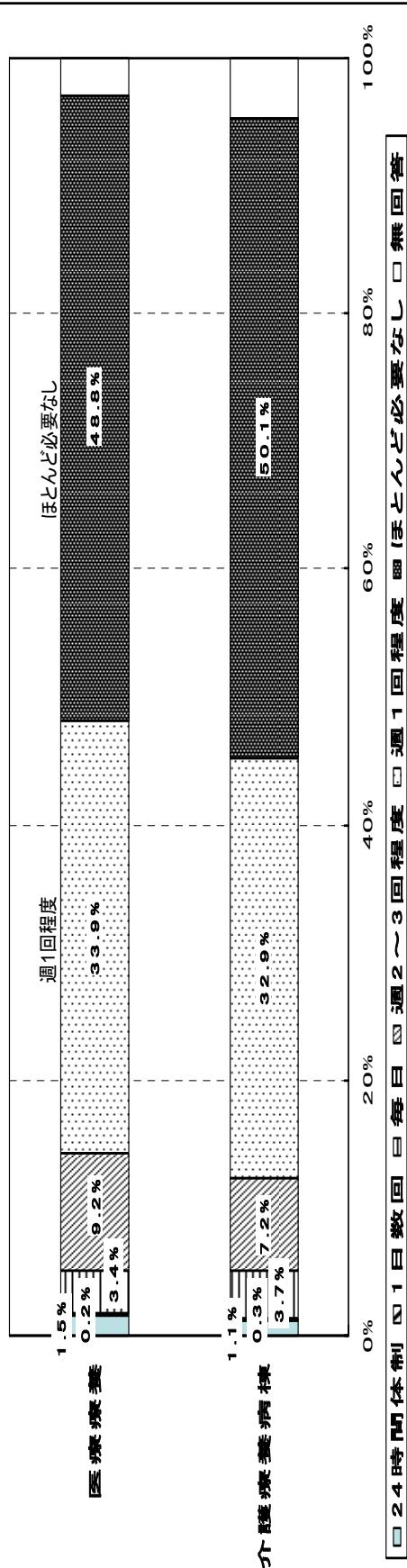


療養病床再編成の意義

療養病床の現状

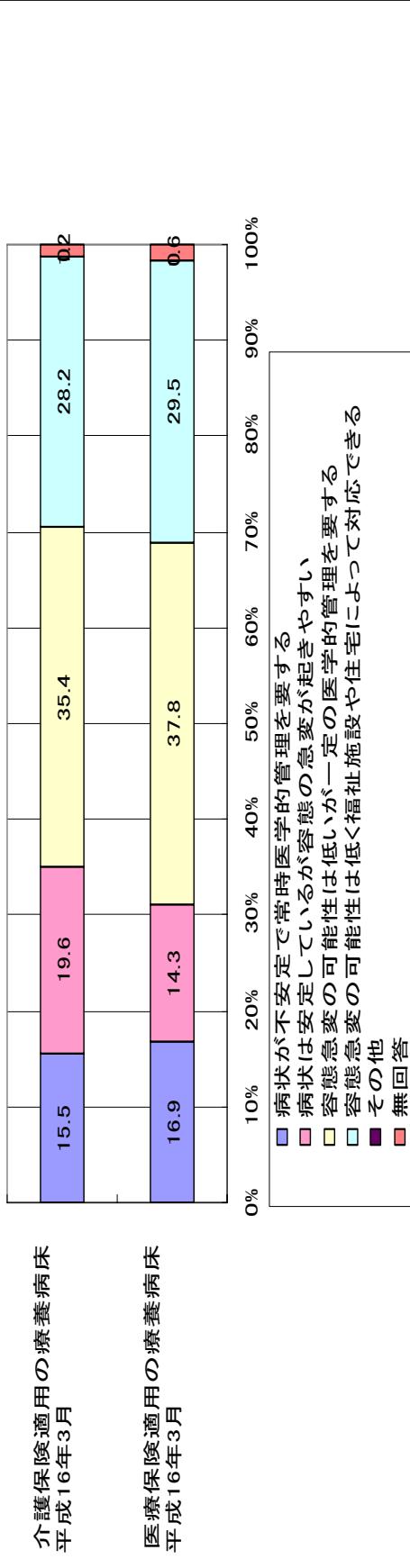
○ 療養病床の入院患者のうち医師の対応がほとんど必要ない人が概ね5割

○ 医師による直接医療提供頻度



○ 医療保険適用、介護保険適用、それぞれに入院する患者の状態

医療保険適用、介護保険適用、それぞれに入院する患者の状態

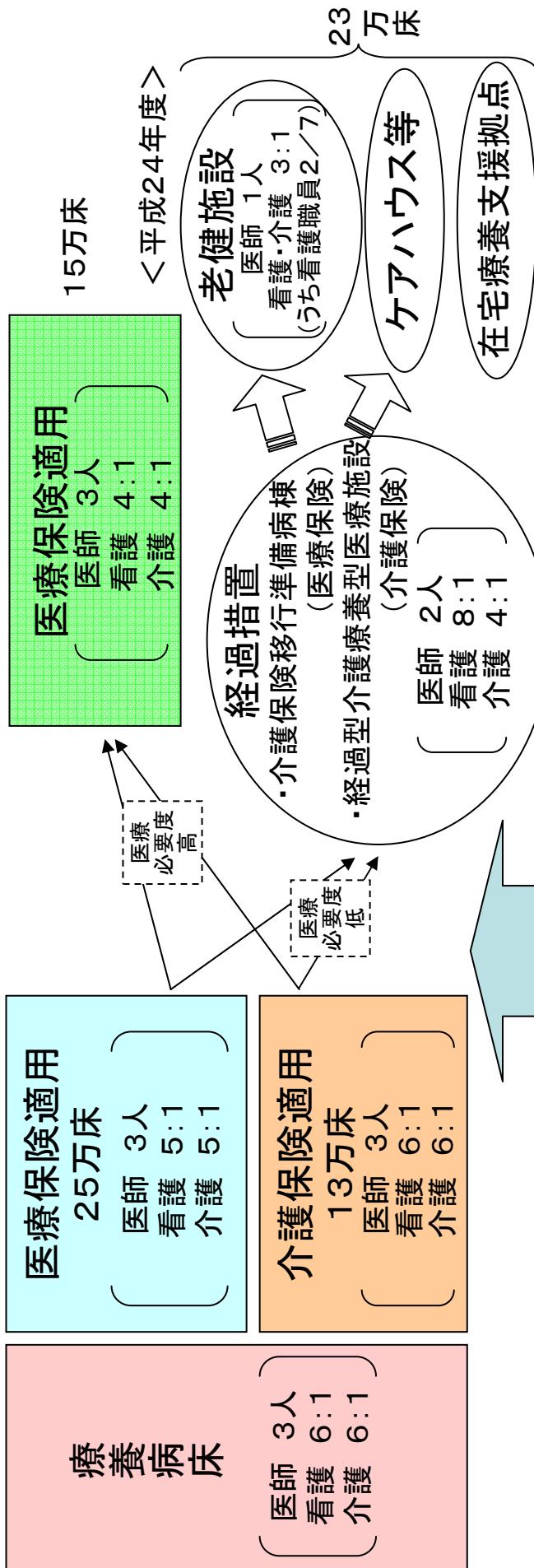


療養病床をめぐるこれまでの経緯

- 「老人病院」— 30年近い問題
 - ・1973年(昭和48年) 老人医療費無料化
 - ・1983年(昭和58年) 老人保健法の制定
 - ・**1984年(昭和59年)** 「特例許可老人病棟」の導入
-介護職員の配置
 - ・1990年(平成2年) ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十
力年戦略)の開始
 - ・**1993年(平成5年)** 「療養型病床群」の創設(医療法改正)
-定額制
 - ・2000年(平成12年) 介護保険制度の施行
 - ・**2001年(平成13年)** 「療養病床」の創設(医療法改正)
-
- 療養病床は、介護保険制度をめぐる議論の際にも大きな論点。
 - ・1996年(平成8年)6月「介護保険制度案大綱」(老人保健福祉審議会)
「…施行後一定の経過期間内において、療養型病床群等の介護施設
への転換を図るものとする。」
 - 2000年(平成12年)の介護保険制度施行時に、療養型病床群は介護保険適用と
医療保険適用とに分かれる。

医療の必要性に応じた療養病床の再編成

- ①療養病床については、医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定し、医療保険で対応するとともに、
- ②医療の必要性の低い患者については、病院ではなく在宅、居住系サービス、又は老健施設等で受け止めることで対応する。



※ 介護療養型医療施設の廃止(平成24年3月)

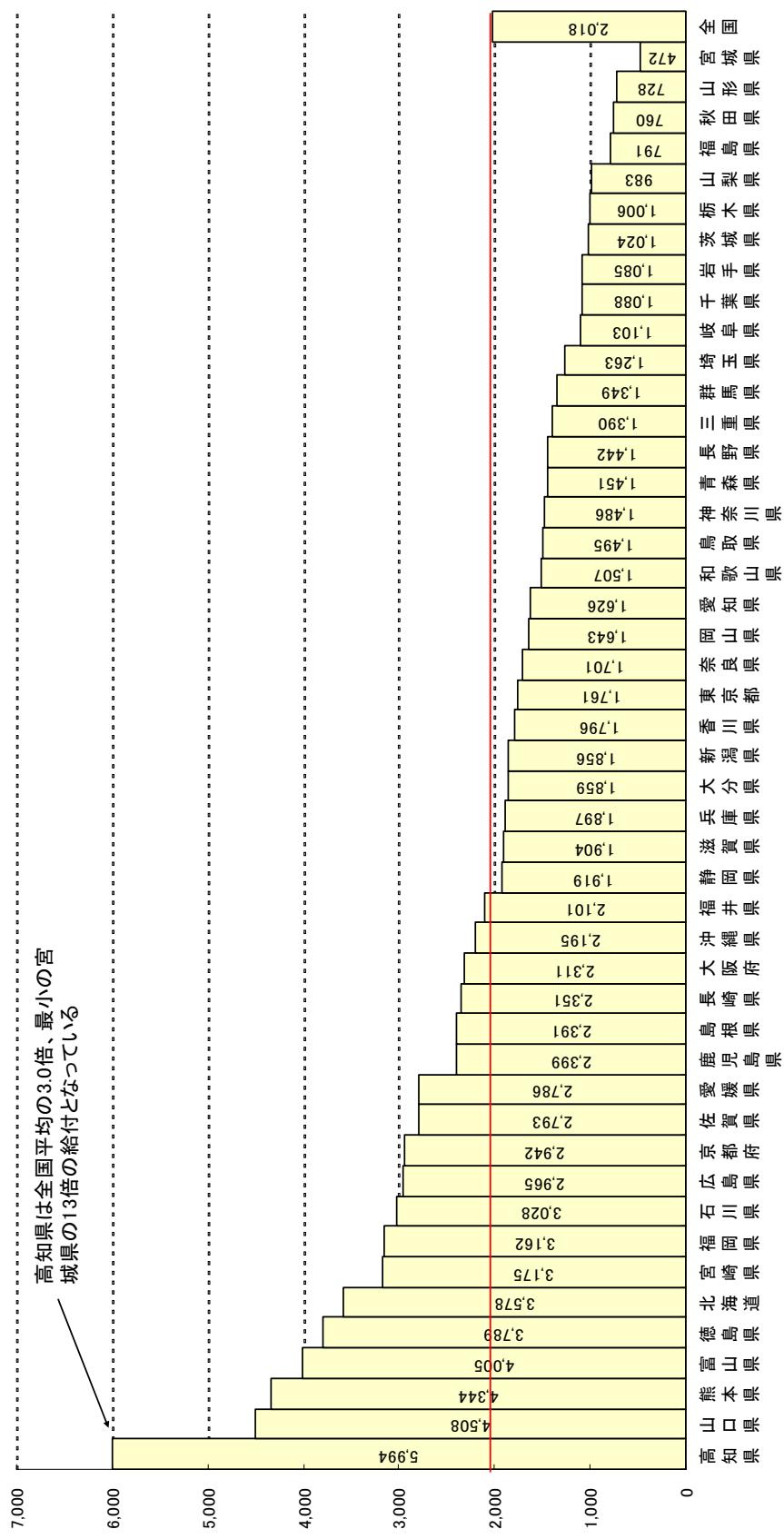
平成18年度の介護報酬・診療報酬改定

- (1) 医師・看護職員の配置等が緩和された「経過型介護療養型医療施設(仮称)」の創設 [介護報酬改定]
- (2) 医療の必要性による区分の導入 [診療報酬改定]

- 将来的な老健施設等への移行を視野に入れた平成23年度末までの経過措置
- ・医療の必要性の高い患者については評価を引き上げ、低い患者についても評価を引き下げる
- ・医療の必要性の低い患者を一定以上受け入れている場合について、「介護保険移行準備病棟(仮称)」を平成23年度末までの経過措置として創設

○介護療養型医療施設は、他の介護保険施設と比べ、地域的偏在が大きい。(介護療養型医療施設に係る高齢者一人当たりの給付費が一番高い都道府県は、一番低い都道府県の13倍(特養は1.9倍、老健は2.8倍))

高齢者1人当たり療養病床給付月額 平成17年4月



介護療養病床再編のこれまでの審議過程

平成17年

11月25日 第35回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・介護保険施設の報酬・基準について

12月 7日 第36回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・介護療養型医療施設の現状等について

12月13日 第37回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・平成18年度介護報酬改定に関する審議報告

12月21日 医療構造改革推進本部
・療養病床の将来像について

12月28日 第38回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・療養病床の将来像について

平成18年

1月20日 第22回社会保障審議会医療部会
・療養病床再編に伴う医療法施行規則の見直しについて

1月26日 第39回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・平成18年度介護報酬等の見直しに係る諮問

2月23日 第23回社会保障審議会医療部会
・療養病床再編に伴う医療法施行規則の見直しについて

3月 9日 第40回社会保障審議会介護保険給付費分科会
・療養病床の再編等について

療養病床の将来像について

平成17年12月21日

厚 生 労 働 省

医療構造改革推進本部

- ◎ 療養病床(医療型24万床、介護型14万床)について、患者の状態に即した機能分担を推進する観点から、医療保険・介護保険両面にわたって一体的に見直し、平成24年度までに体系的な再編を進める。このため、以下の基本的な考え方に基づき、今後、広く議論を行いつつ、将来的な方向について検討する。

1. 将来的な療養病床の位置付け

- 将来的には、療養病床については、医療必要度の観点からその位置付けの明確化を図る。

(1) 医療法上の取扱い(医療法施行規則の改正)

- ・ 療養病床については、医療必要度の高い患者を対象とする施設としての位置付け及び人員体制の在り方について検討する。

(2) 介護保険・医療保険制度上の取扱い(介護保険法等の改正)

① 介護保険

平成24年度以降は療養病床の体系的再編に沿って介護報酬上の評価について廃止することを検討する。

② 医療保険

平成24年度以降は診療報酬上は療養病床の体系的再編に沿って適切に評価する。

2. 今後の報酬改定等における対応

- 上記1の将来的な方向を踏まえ、今後の介護報酬・診療報酬の改定等において、以下の措置を検討する。

(1) 介護保険における対応(介護報酬改定、医療法施行規則の改正)

- ・ 現行の療養病床のほかに、将来的に特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス)や老人保健施設等への転換を念頭に置いた経過的類型を、一定の期限内で新たに設け、介護報酬上の評価を行う。

(2) 医療保険における対応(診療報酬改定)

- ・ 療養病床の診療報酬上の評価として、医療必要度に応じて適切に評価する。

(3) 転換の支援等

- ・ 療養病床について、特定施設や老人保健施設への転換等を進めるために、転換支援の助成等所要の措置を講じる。

(別紙)

医療構造改革推進本部の組織

本 部 長	厚生労働大臣
本部長代理	(総括) 副大臣(本部長の指名する者) 大臣政務官(本部長の指名する者)
副 本 部 長	(総括) 事務次官 厚生労働審議官 社会保険庁長官
本 部 員	官房長 総括審議官 技術総括審議官 統計情報部長 医政局長 健康局長 医薬食品局長 雇用均等・児童家庭局長 老健局長 保険局長 政策統括官(社会保障担当) 北海道厚生局長 東北厚生局長 関東信越厚生局長 東海北陸厚生局長 近畿厚生局長 中国四国厚生局長 四国厚生支局長 九州厚生局長 社会保険庁次長 社会保険庁運営部長

【事務局】

- ・事務局長：社会保障担当参事官
- ・事務局次長：本部長の指名する者
(医政局総務課長、健康局総務課長、老健局総務課長及び保険局総務課長を予定)
- ・庶務：保険局総務課の協力を得て、社会保障担当参事官室